

別記

様式第1号（第8条第1項第1号関係）

草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金所要額調書（市内施設用）

1 基本情報

施設名	
施設種別	

2 給食費

設定区分	主食費	副食費
1号認定		
2号認定		

3 補助所要額算定表

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金の活用状況	
-----------------------------	--

（1）副食費徴収免除対象児童以外／1号認定

月	月額給食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	所要額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

（2）副食費徴収免除対象児童以外／2号認定

月	月額給食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	所要額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

（3）副食費徴収免除対象児童／1号認定

月	月額主食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	所要額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

（4）副食費徴収免除対象児童／2号認定

月	月額主食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	所要額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

- ※ 月初在籍児童数は、各月初日に在籍する草津市に住所を有する児童数を記載すること。
※ アレルギー等により給食の提供がない児童は、給食提供なし児童数に計上すること。
※ 副食費徴収免除対象児童は、副食費の徴収を免除されている児童のみ計上すること。

4 補助所要額

区分	1号認定	2号認定	計
副食費徴収免除対象児童以外			
副食費徴収免除対象児童			
合計			

5 保護者負担の軽減に関する確認

交付を受けた補助金は、対象児童の保護者が負担する給食費の軽減に充てます。

☐ はい ☐ いいえ

様式第2号（第8条第1項第2号関係）

草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金所要額兼実績額調書（市外施設用）

1 基本情報	
施設名	
施設種別	

2 給食費		
認定区分	主食費	副食費
1号認定		
2号認定		

3 補助精算額算定表
(1) 副食費徴収免除対象児童以外／1号認定

月	月額給食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	精算額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

(2) 副食費徴収免除対象児童以外／2号認定

月	月額給食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	精算額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

(3) 副食費徴収免除対象児童／1号認定

月	月額主食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	精算額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

(4) 副食費徴収免除対象児童／2号認定

月	月額主食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	精算額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

※ 月初在籍児童数は、各月初日に在籍する草津市に住所を有する児童数を記載すること。
※ アレルギー等により給食の提供がない児童は、給食提供なし児童数に計上すること。
※ 副食費徴収免除対象児童は、副食費の徴収を免除されている児童のみ計上すること

4 補助所要額				
区分	1号認定	2号認定	計	
副食費徴収免除対象児童以外				
副食費徴収免除対象児童				
合計				

5 保護者負担の軽減に関する確認
交付を受けた補助金は、対象児童の保護者が負担する給食費の軽減に充てます。

☐ はい ☐ いいえ

様式第3号（第11条第1号関係）

草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金精算額調書（市内施設用）

1 基本情報	
施設名	
施設種別	

2 給食費		
認定区分	主食費	副食費
1号認定		
2号認定		

3 補助所要額算定表	
草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金の活用状況	

(1) 副食費徴収免除対象児童以外／1号認定								
月	月額給食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	精算額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

(2) 副食費徴収免除対象児童以外／2号認定								
月	月額給食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	精算額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

(3) 副食費徴収免除対象児童／1号認定								
月	月額主食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	精算額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

(4) 副食費徴収免除対象児童／2号認定								
月	月額主食費①	基準額②	選定額③	月初在籍児童数④	給食提供なし児童数⑤	補助対象児童数⑥ (④－⑤)	精算額⑦ (③×⑥)	備考
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

※ 月初在籍児童数は、各月初日に在籍する草津市に住所を有する児童数を記載すること。
※ アレルギー等により給食の提供がない児童は、給食提供なし児童数に計上すること。
※ 副食費徴収免除対象児童は、副食費の徴収を免除されている児童のみ計上すること

4 補助所要額				
区分	1号認定	2号認定	計	
副食費徴収免除対象児童以外				
副食費徴収免除対象児童				
合計				

5 保護者負担の軽減に関する確認
交付を受けた補助金は、対象児童の保護者が負担する給食費の軽減に充てます。

☐ はい ☐ いいえ

（令和8年7月13日揭示済み）

草津市告示第319号

指定管理者の軽微な変更について

令和8年草津市告示第5号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年7月14日

草津市長 橋 川 渉

記

- | | | | |
|---|-------|-------|---|
| 1 | 公の施設 | 名 称 | ① 草津川跡地公園（
区間2）
② 草津川跡地公園（
区間5） |
| | | 所 在 地 | ① 草津市北山田町3
268番地1
② 草津市大路二丁目
4番11号 |
| 2 | 指定管理者 | 名 称 | 草津川跡地公園マネジ
メント・パートナーズ |
| | | 代表構成員 | |
| | | 住 所 | 大阪府大阪市中央区南
船場一丁目9番1号 |
| | | 代表者名 | 株式会社E－DESIGN
代表取締役 忽那 裕
樹 |
| | | 構 成 員 | |
| | | 住 所 | 東京都豊島区南池袋一
丁目16番15号 |
| | | 代表者名 | 西武造園株式会社
代表取締役 小川 巧 |
| | | 構 成 員 | |
| | | 住 所 | 大阪府大阪市淀川区西
中島4-13-24
花原第三ビル303 |
| | | 代表者名 | 株式会社studio
-L
代表取締役 山崎 亮 |
| | | 構 成 員 | |
| | | 住 所 | 滋賀県草津市草津三丁
目12-3 旧山内邸 |
| | | 代表者名 | 草津まちづくり株式会
社
「代表取締役 南 総 |

一郎」を

「代表取締役 権田
五雄」に変更する

- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3
月31日まで

（令和8年7月14日揭示済み）

草津市告示第320号

草津市人材確保支援補助金交付要綱を次のとおり制定
する。

令和8年7月15日

草津市長 橋 川 渉

草津市人材確保支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市内における産業振興を図るため、市内の中小企業者等がその事業活動に必要な人材を安定的に確保するために必要な経費に対して、予算の範囲内において草津市人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 補助事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人および一般財団法人ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で、草津市内に事務所または事業所（仮設または臨時の店舗その他設置が恒常的なものでないものを除く。）を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 市税の未納がある者
- (2) 他の公的機関等が実施するこの要綱に規定する補助金と同種の補助金等を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可または届出を要する事業を営む者
 - (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第94号）第3条第1項に規定する政治団体に係る活動をする者
 - (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に係る活動をする者
 - (7) その他市長が不適当と認める者
- （補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、厚生労働省が所管する許可または認定制度に基づく事業者が提供する中途採用に係る有償サービスを利用して実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 補助事業者が自らまたは共同で主催する説明会
 - (2) 広く一般に公開されていない説明会
 - (3) 補助事業者と資本関係がある事業者、補助事業者の代表者、役員、配偶者もしくは3親等以内の親族が役員として属する事業者または事業を営んでいない個人と契約したもの
 - (4) その他市長が不適当と認めるもの
- （補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。（消費税および地方消費税は除く。）

- (1) 転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
- (2) 成功報酬型の人材紹介会社への手数料
- (3) 転職フェア等への出展料

2 前項第1号および第2号に規定する経費にあたっては、採用内定があった場合のみを対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、補助対象者につき、同一年度内に1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市人材確保支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象経費の詳細および金額が確認できる書類
- (3) 履歴事項全部証明書の写し（発行から3か月以内）

または個人事業の開業届の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付申請は、当該年度の1月末日までに行うものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、草津市人材確保支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、草津市人材確保支援補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の内容の変更）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、草津市人材確保支援補助金変更申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助金の交付決定を受ける際に、市長が前条第2項に規定する条件を付した場合において、その条件に反して補助対象事業の内容を変更しようとするとき

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、草津市人材確保支援補助金変更承認決定通知書（別記様式第6号）により、申請を行った補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の補助対象事業の変更の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業が完了した日から30日以内または対象事業年度の2月末日のいずれか早い日までに、草津市人材確保支援補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第8号）
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 補助対象事業の実施が確認できる書類
- (4) 第4条第1項第1号および第2号に規定する経費については雇用契約がわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める

書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、草津市人材確保支援補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第11条 前条の規定による草津市人材確保支援補助金交付額確定通知書を受けた補助事業者は、草津市人材確保支援補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を支払うものとする。

(検査報告)

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助対象事業の状況および経費の収支等について、現地調査等により検査し、または報告を徴することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) その他補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件または法令等に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき

2 市長は、前項の補助金の交付決定を取り消したときは、草津市人材確保支援補助金取消通知書（別記様式第11号）により、補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月15日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条から第14条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

別記

様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所
氏 名
(団体の場合は、名称および代表者名)

草津市人材確保支援補助金交付申請書

草津市人材確保支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、草津市人材確保支援補助金の交付について次のとおり申請します。なお、この申請にあたり同要綱第13条第1項に該当する事実が判明したときは、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消された場合でも、異議を申し立てることはなく、これにより生じる損害の一切の責任を当方が負うものとしします。また、当方の市税の納付状況の照会を行うことについて同意いたします。

記

1 申請内容（該当項目を○で囲んでください（複数可）。

☐	1－（1）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
☐	1－（2）成功報酬型の人材紹介会社への手数料
☐	1－（3）転職フェア等への出展料

2 補助金交付申請額 円

補助対象経費	金額（税抜）
1－（1）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費	円
1－（2）成功報酬型の人材紹介会社への手数料	円
1－（3）転職フェア等への出展料	円

3 関係書類

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 補助対象経費の詳細および金額が確認できる書類
- (3) 履歴事項全部証明書の写し(発行から3か月以内)または個人事業の開業届の写し

様式第2号（第6条第1項第1号関係）

事業計画書

1 申請者の概要

法人名または屋号：
代表者職氏名：
連絡担当者名 連絡先：
業種・事業内容：
資本金：
常時使用する従業員数：
※代表者・役員・家族従業員・パートを除く。

2 計画の内容（実施する事業に☑をつけ、各項目を記入してください。）

☐ 転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費	広告媒体の名称	
	広告媒体の運営会社名	
	求人情報・求人広告の掲載予定期間	
	広告掲載する事業所名等(法人名と異なる場合のみ記載)	
☐ 成功報酬型の人材紹介会社への手数料	人材紹介会社の名称	
	採用決定時期	
	入社時期	
☐ 転職フェア等への出展料	転職フェア等の名称	
	主催者	
	開催期間	
	開催場所	

3 採用予定者数 人

※裏面あり

4 採用したい人物の要件

5 事業の期間および収支の計画

補助対象経費	経費名称	期間	金額（税抜）
合計（円）			

様式第3号（第7条第1項関係）

草津市 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市人材確保支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市人材確保支援補助金の交付について、次のとおり決定したので草津市人材確保支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	(1) 草津市補助金等交付規則および草津市人材確保支援補助金交付要綱を遵守すること。 (2) 補助対象事業の内容を変更または経費を変更しようとする場合は、草津市人材確保支援補助金変更申請書（別記様式第5号）を提出し、市長の承認を得なければならない。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない、または遂行が困難となった場合は、市長に遅滞なく報告しその指示を受けること。 (4) 補助対象事業の完了後、本市が別途指定する日までに草津市人材確保支援実績報告書（別記様式第7号）に関係書類を添えて提出すること。

様式第4号（第7条第3項関係）

草津市 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市人材確保支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市人材確保支援補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので草津市人材確保支援補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度
補 助 対 象 経 費	1－（1）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費 1－（2）成功報酬型の人材紹介会社への手数料 1－（3）転職フェア等への出展料
事業の目的および内容	
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第5号（第8条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所
氏名
（団体の場合は、名称および代表者名）

草津市人材確保支援補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった人材確保支援補助事業について、内容の変更を行いたく草津市人材確保支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

補 助 年 度	年度
補 助 対 象 経 費	1－（1）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費 1－（2）成功報酬型の人材紹介会社への手数料 1－（3）転職フェア等への出展料
変 更 す る 内 容	
変 更 す る 理 由	
添 付 書 類	

様式第6号（第8条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市人材確保支援補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった補助対象事業の変更について、次のとおり承認したので草津市人材確保支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度	
補 助 対 象 経 費		1－（1）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
		1－（2）成功報酬型の人材紹介会社への手数料
		1－（3）転職フェア等への出展料
承 認 し た 変 更 内 容		

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、名称および代表者名）

草津市人材確保支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった補助対象事業の実績について、草津市人材確保支援補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告します。

記

1 補助対象額 円

補助対象経費	金額（税抜）
1－（1）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費	
1－（2）成功報酬型の人材紹介会社への手数料	
1－（3）転職フェア等への出展料	

2 計画の内容（実施する事業に☑をつけ、各項目を記入してください。）

☐転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費	広告媒体の名称	
	広告媒体の運営会社名	
	求人情報・求人広告の掲載予定期間	
	広告掲載する事業所名等（法人名と異なる場合のみ記載）	
☐成功報酬型の人材紹介会社への手数料	人材紹介会社の名称	
	採用決定時期	
	入社時期	
☐転職フェア等への出展料	転職フェア等の名称	
	主催者	
	開催期間	
	開催場所	

※裏面あり

3 関係書類

- 事業報告書（別記様式第8号）
 - 補助対象経費の支払が確認できる書類
 - 補助対象事業の実施が確認できる書類
- ※ 事業実施の様子が分かる写真、事業に要した資料等の写し等
- 第4条第1項第1号および第2号に規定する経費については雇用契約がわかる書類

様式第8号（第9条第1号関係）

事業報告書

1 事業の期間および収支の実績

補助対象経費	経費名称	期間	金額（税抜）
合計（円）			

2 採用した人物について

採用者氏名	前職	採用に至った能力・技能について

※転職サイト、成功報酬型の人材紹介会社を経由した採用の場合のみ記入

様式第9号（第10条関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市人材確保支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした人材確保支援補助事業について、次のとおり人材確保支援補助事業補助金の額を確定したので、草津市人材確保支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度
補 助 対 象 経 費	1－（1）転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費
	1－（2）成功報酬型の人材紹介会社への手数料
	1－（3）転職フェア等への出展料
補 助 金 確 定 額	円

様式第10号（第11条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

補助事業者 住所
氏名
(団体の場合は、名称および代表者名)

草津市人材確保支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知を受けた補助金について、草津市人材確保支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により次のとおり請求します。
記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	
本支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義（カナ）	
口座名義	

3 添付書類

振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し
(金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義のわかるもの)

様式第11号（第13条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様
草津市長

草津市人材確保支援補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした補助金について、次のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消したので、草津市人材確保支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。
記

1 取消後交付決定額 金 円

2 返還額 金 円

3 返還期限 年 月 日

4 取消理由

(令和8年7月15日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年7月2日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
湖南省菩提寺東四丁目3番2号 藤井 亮輔	草津市下物町字庄谷201番1	172.38㎡	R8.7.2	1937

（令和8年7月2日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年7月2日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市高野701番地2（101号） Le Lien 前田 勇祐	草津市下物町字庄谷201番8	170.42㎡	R8.7.2	1938

（令和8年7月2日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年7月2日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市下鉤1650番地（201号） エトワールS 平松 唯	草津市下物町字庄谷201番7	167.78㎡	R8.7.2	1939

（令和8年7月2日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年7月2日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市下笠町779番地1 田中 万裕子	草津市下物町字庄谷201番6	187.00㎡	R8.7.2	1940

（令和8年7月2日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年7月3日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5081-039
- (2) 工事名 総合体育館空調設備設置工事
- (3) 工事場所 草津市下笠町
- (4) 工事概要 床置き型空調設備設置（室内機22台、室外機8台）
※機器（室内機22台、室外機8台）は、支給品
設計業務一式
施工業務一式
工事監理業務一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和9年8月31日

- (6) その他 まで
本工事は、設計図書および現地条件等により、契約締結後に請負者自らが実施設計を行い施工・監理する設計・施工一括発注による工事とする。
- 2 予定価格 172,870,000円（税抜き）
（内訳）
設計業務 10,828,000円（税抜き）
工事監理業務 4,002,000円（税抜き）
工事請負 158,040,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和8年度において給排水冷暖房工事（管工事）部門に登録されている者であること。
- (5) 上記(4)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和8年度の格付けにおいて、給排水冷暖房工事（管工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (6) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
 - ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
 - イ 主任技術者は、1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。
 - ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。
 - エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和8年7月3日午前9時から令和8年8月6日午後4時45分まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和8年7月3日午前9時から令和8年7月16日午後4時45分まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和8年7月24日午前9時から、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和8年8月5日午前9時から令和8年8月6日午後4時45分まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 管工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和8年8月7日 午前11時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

本案件は、設計施工一括方式による入札となることから、設計書および金額入り設計書を公表しないことから、疑義申立ての対象外とする。

1 2 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1 3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

1 4 現場説明

無

入札参加希望者において
現地の状況を熟知しておくこと。

1 5 入札保証金

免除

ただし、落札者が契約を
締結しないときは、入札
金額の100分の5に相
当する金額を違約金とし
て徴収する。

1 6 前金払

可

草津市建設工事執行規則
（平成9年草津市規則第
13号）により行う。

1 7 中間前金払

可

草津市建設工事執行規則
により行う。

1 8 部分払

可

草津市建設工事執行規則
により行う。

1 9 契約保証金

要

落札金額の10%以上の
契約保証金を納付するこ
と。ただし、保証事業会
社の保証、金融機関の保
証、公共工事履行保証証
券による保証を付した場
合または履行保証保険を
締結した場合、契約保証
金の納付を免除する。

2 0 議会の議決の可否

要

議会の議決を要する契約
であるため、議決を得る
までは仮契約とし、議決
を得た後に本契約に移行
するものとする。

2 1 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(6)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。

(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 2 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307（直通）

（令和8年7月3日揭示済み）